

令和2年度 第4回東久留米市自転車等放置防止対策審議会（第11期）議事録

日 時：令和2年12月22日（火）10：00～10：30

会 場：市役所7階 703会議室

出席者：【審議会委員】大野委員、鎌田委員、結城委員、小原委員、山下委員、永渕委員

【傍聴者】0名

【事務局】管理課長、担当職員2名

配布資料：次第

資料-① 施設特性等を考慮した市営自転車等駐車場の料金体系等について
（答申案）

資料-② 令和2年度第3回東久留米市自転車等放置防止対策審議会（第11期）
議事録（案）

第1 開会

第2 資料説明

第3 審議

第4 諸報告

第5 閉会

第1 開会

会 長 皆様こんにちは。本日は、お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。定刻となりましたので、令和2年度第4回東久留米市自転車等放置防止対策審議会を開催いたします。

本日の審議会は、齊原委員から欠席する旨の連絡をいただいておりますが、過半数の方が出席されており、定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

次に、傍聴人の確認ですが、本審議会の傍聴を希望する方はおりますでしょうか。

事 務 局 おりません。

会 長 ありがとうございます。傍聴人の確認につきましては以上となります。

第2 資料説明 第3 審議

会 長 それでは、次に次第の2、資料説明に入ります。本日は、本審議会における審議事項についてとりまとめた答申（案）について皆様とご審議させていただきたいと思っております。審議にあたりましては、各項目ごとに事務局において答申（案）の説明を頂いた上で、各項目ごとに審議していきたいと思っております。それでは、先日、本日の審議会開催通知とともに事務局より資料の配付があったと思っておりますが、改めて事務局より配付資料の確認及び説明をお願いしたいと思います。

事 務 局 それでは、資料の確認をさせていただきます。

先日、委員の皆様にお配りいたしております資料は、審議会次第のほか、

- ① 施設特性等を考慮した市営自転車等駐車場の料金体系等について（答申案）
- ② 令和2年度 第3回東久留米市自転車等放置防止対策審議会（第11期）議事録（案）

以上2種類となります。なお、（答申案）の資料については、前回配布したものから、使用料や自転車等集積所の運営日についての審議結果等を表2から表5として4つの表を追記しております。お手数ですがこの度配布させていただいているものに差し替えをお願いします。資料の不足等ございますでしょうか。

（資料の不足なし）

事務局 資料の確認につきましては、以上でございます。

会長 続きまして、資料の説明をしていただく前に、前回の第3回審議会の議事録について確認をさせていただきます。先日、事務局より本日の第4回審議会の開催通知とともに配付させていただきましたが、内容につきましてご指摘等ございますでしょうか？

（指摘等なし）

会長 議事録につきましては本案で確定といたします。
それでは、事務局より資料の説明をお願いします。

事務局 それでは、資料について、ご説明をさせていただきます。
恐縮ですが、座らせていただき、説明させていただきます。
それでは、資料①をご覧ください。こちらは、これまで委員の皆様にご審議いただきました、施設特性等を考慮した市営自転車等駐車場の料金体系等についての答申（案）でございます。まず、「1. はじめに」について、案文を読みあげます。

1. はじめに

東久留米市における市営自転車等駐車場は、駅西側に5箇所、駅東側に1箇所の計6箇所が確保されているが、多くの駐車場が単年度の賃貸借契約により用地を確保し運営している状況である。

これらの市営自転車等駐車場は、土地所有者からの土地の返還が求められた際には返還せざるを得ず、特に近年では、賃貸借契約の更新に至らないケースが相次いだことにより代替となる自転車等駐車場用地の確保が難しい状況にある。加えて、例年、駐車容量を上回る応募があるため、必ずしも安定的な供給が図られているとは言えない状況にある。

東久留米市第4次長期総合計画後期基本計画や東久留米市都市計画マスタープラン等のまちづくりの基本的な方針において、不足が懸念される自転車等駐車場の運営については、民間活力の活用も含め検討を行い、自転車等駐車場の安定的な供給を図るため、新たに恒久的な施設の確保に努めることが求められている。

一方で、駅周辺の道路等の公共の場における放置自転車等については、近年の撤去台数の推移をみると減少傾向にあるものの放置自転車対策は依然として必要な状況にあることを示している。

こうした状況の中、平成29年度に市長より「恒久的な自転車等駐車場の確保」について本審議会に諮問があり、本審議会において、自転車等駐車場の候補地や構造等について答申を行った。その後、当該答申内容を尊重いただき、パブリックコメントを行った上で平成30年3月に「東久留米市駅周辺自転車等駐車場整備計画」（以下、「整備計画」という。）が策定され、整備計画に基づき、候補地のうち東久留米駅西口の2箇所において同年11月に都市計画決定が行われ、令和元年8月に事業認可を取得し、令和3年度からの都市計画自転車駐車場の施設整備着手に向け、事業が進められている。また、整備等の事業手法についても、整備計画に基づき、民間活力の導入の検討が行われ、PFI等手法の1つであるDBO方式を導入し、民間事業者の募集に向けた取り組みが行われている状況である。

この様な状況を踏まえ、東久留米市長より諮問を受けた「施設特性等を考慮した市営自転車等駐車場の料金体系等」について審議を行った。審議に当たっては、整備計画に基づく都市計画自転車駐車場整備事業の事業概要等の把握や近年の自転車を取り巻く環境を考慮した上で、施設運営に要するコスト状況、駅周辺における市営自転車等駐車場の状況、放置自転車等の撤去返還状況、多摩地域各市（当市含め26市3町1村）の使用料等の状況などを参考に計4回に亘って慎重に審議を行った。以下、次のとおり答申する。

「1. はじめに」については以上でございます。

会 長 ありがとうございます。それでは、「1. はじめに」の内容について審議したいと思います。内容についてご意見等ございますか。

A 委 員 都市計画自転車駐車場について、都市計画決定及び事業認可を取得した旨の記載がございますが、今年度に事業用地を取得しているため、その旨についても追記したほうが良いと思います。

会 長 他にご意見等ございますでしょうか。それでは、「1. はじめに」については、事業用地を取得した旨を追記することとします。次に「2. 施設特性等を考慮した市営自転車等駐車場の料金体系等について」事務局より説明をお願いします。

事 務 局 それでは、次に「2. 施設特性等を考慮した市営自転車等駐車場の料金体系等についての（1）の①について」、案文を読みあげます。

2. 施設特性等を考慮した市営自転車等駐車場の料金体系等について

（1）定期利用による使用料について

①各階層における使用料について

使用料については、平成28年度の審議会の答申において、定期利用自転車等駐車場に係る収支状況、収支バランスのシミュレーション結果、近隣市における自転車等駐車場使用料や収支状況、民間企業による自転車等駐車場の運営状況を勘案し、平成28年度当時の使用料（自転車（屋根無）：20,400円／年、自転車（屋根付）：

24,000円/年、原動機付自転車（以下、「原付」という。）（屋根無）：25,200円/年、原付（屋根付）：30,000円/年）から20%程度の増額が適切であると答申があった。その後、平成29年度に東久留米市自転車等の放置防止に関する条例（昭和63年3月31日条例第9号 以下、「条例」という）が改正され、平成30年度より自転車（屋根無）：24,400円/年、自転車（屋根付）：28,800円/年、原付（屋根無）：30,200円/年に見直されている。

一方、現在市において整備計画に基づく都市計画自転車駐車場整備事業では、地下1層地上3層といった立体駐車場を整備することとなるため、こうした施設特性や利便性の観点を踏まえた料金体系への見直しが適切である。

こうした状況を踏まえ、複層階といった施設特性を持つ自転車等駐車場の使用料については、地下1階と地上1階は現行の使用料と同額とし、例えば2階を現行の使用料の90%相当、3階を現行の使用料の80%相当とするといった、階層別に使用料を設定するパターンを4パターン設定し、各収支バランスのシミュレーションを行うとともに、近隣市における自転車等駐車場使用料等を勘案し審議した結果、表1に示すとおり、地下1階と地上1階は現行の使用料と同額とし、2階を現行の使用料の90%相当、3階を現行の使用料の80%相当とすることが適切である。以下、表1のとおりでございます。「2. 施設特性等を考慮した市営自転車等駐車場の料金体系等についての（1）の①について」は以上でございます。

会 長 ありがとうございます。「2. 施設特性等を考慮した市営自転車等駐車場の料金体系等についての（1）の①について」の内容について審議したいと思います。内容についてご意見等ございますか。

— 委員一同意見等無し —

会 長 無いですので、「2. 施設特性等を考慮した市営自転車等駐車場の料金体系等についての（1）の①について」は本案のとおりとします。次に「2の（1）の②について」事務局より説明をお願いします。

事 務 局 それでは、次に「2の（1）の②について」、案文を読みあげます。
原付（屋根付）の使用料については、上記①にて述べたとおり、平成28年度の答申において、平成28年度当時の使用料（30,000円/年）から20%程度の増額が適切であると答申していることから、当該答申内容どおりとすることが適切である。以下、表2のとおりでございます。「2の（1）の②について」は以上でございます。

会 長 ありがとうございます。「2の（1）の②について」の内容について審議したいと思います。内容についてご意見等ございますか。

— 委員一同意見等無し —

会 長 無いですので、「2の（1）の②について」は本案のとおりとします。次に「2

の（２）について」事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、次に「２の（２）について」、案文を読みあげます。

（２）一時利用による無料時間帯の設定について

現在の市営一時利用自転車等駐車場は、駅前の商業施設等の利用に際し一時的に自転車等駐車場を利用する方を対象とした施設として、使用料を自転車：１００円／日・原付：２００円／日としている。また、東久留米駅周辺における民営一時利用自転車等駐車場では、各施設によって料金が異なっており、一部の施設では入庫後最初の１時間または２時間を無料としている状況である。

現在の東久留米駅周辺は、商業施設や複合施設が多数立地している状況であることから、単に通勤通学等で駅を利用する者だけではなく、商業施設等を利用する者も多く集まる地域となっている。

一方で、駅周辺の道路等の公共の場における放置自転車等については、近年の撤去台数の推移をみると減少傾向にあるものの放置自転車対策は依然として必要な状況にあることを示している。

こうした状況を踏まえ、自転車等駐車場利用者の利便性及び放置自転車対策の観点から審議した結果、東久留米駅周辺における商業施設等を利用する方の適正な自転車等の駐車を促すため、市営一時利用自転車等駐車場の使用料については、現行のとおりとした上で、入庫後最初の２時間までは無料とすることが適切である。

なお、こうした対応により、商業施設の利用を想定している大口利用券の利用は廃止することが適切である。以下、表３のとおりでございます。「２の（２）について」は以上でございます。

会長 ありがとうございます。「２の（２）について」の内容について審議したいと思えます。内容についてご意見等ございますか。

— 委員一同意見等無し —

会長 無いようですので、「２の（２）について」は本案のとおりとします。次に「２の（３）について」事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、次に「２の（３）について」、案文を読みあげます。

（３）放置自転車等の撤去料について

市内の放置自転車等は、市民及び通行者への通行障害や災害時における緊急活動及び避難行動に支障をきたすおそれがあり、また、市民の良好な生活環境を確保するため、駅前等の特に通行障害や都市景観が阻害されるおそれのある地域を自転車等放置禁止区域に指定し、適宜撤去を実施している。

撤去料については、平成２８年度の審議会の答申において、自転車等の放置防止及びさらなる市民の良好な生活環境を考慮し、放置自転車等対策における経費は原因者負担の考え方とすべきであるとの観点から、撤去料は見直すこととし、見直しに当たり、撤去料を増額した場合における収支バランスのシミュレーション結果や近隣市とのバランスといった観点から平成２８年度当時の撤去料（自転車：１，０００円・原

付：2,000円)の2倍程度の増額が適切であると答申があった。その後、平成29年度に条例が改正され、平成30年度より自転車：2,000円・原付：4,000円に見直されている。

こうした状況や近隣市における撤去料のバランス等を考慮し、撤去料については現行のとおりとすることが適切である。なお、今後の見直しにあたっては、整備計画に基づく、東久留米駅周辺における自転車等駐車場の整備状況や放置自転車の動向に注視した上で、撤去料の改定を行うべきである。以下、表4のとおりでございます。「2の(3)について」は以上でございます。

会長 ありがとうございます。「2の(3)について」の内容について審議したいと思えます。内容についてご意見等ございますか。

— 委員一同意見等無し —

会長 無いようですので、「2の(3)について」は本案のとおりとします。次に「2の(4)について」事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、次に「2の(4)について」、案文を読みあげます。

(4) 自転車等集積所の運営見直しについて

自転車等集積所は、撤去した自転車等を保管・返還する施設である。現在は年末・年始及び祝日(振替休日含む)を除き、毎日運営している。自転車等集積所の運営については、平成28年度の審議会において、祝日の運営を休業とすべきと答申があった。その後、平成29年度より祝日の運営を休業しているが、より良い放置自転車等対策事業実施のためには、更に見直すことも必要であるとする。そのため、自転車等集積所の運営については、現状の自転車等の返還状況や運営経費の状況等を踏まえ、運営日を週4日程度とすることが適切である。

なお、運営日については、日曜日を含めることとする。また、運営時間についても、運営経費を考慮した上で、日曜日の運営を平日と同様にすることについて検討すべきである。以下、表5のとおりでございます。「2の(4)について」は以上でございます。

会長 ありがとうございます。「2の(4)について」の内容について審議したいと思えます。内容についてご意見等ございますか。

— 委員一同意見等無し —

会長 無いようですので、「2の(4)について」は本案のとおりとします。最後に「3. おわりに」について事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、次に「3. おわりに」について、案文を読みあげます。

3. おわりに

本審議会は、計4回に亘り慎重に審議を重ね、東久留米市における安全で住みよい

生活環境の維持向上を図り、とりわけ適正な自転車等駐車場の利用及び安全で快適な自転車利用環境の創出を推進するため、利用者としての視点と委員としての客観的な視点から、ここに答申として取りまとめた。

今後は、本答申に基づいた自転車等対策事業の推進を願うとともに、市民にとって自転車等駐車場の利便性向上により、自転車等の安全利用と放置防止が促進されるとともに交通環境の充実が図られ、生活の快適性を支えるまちづくりが進められることを切に願う。また、次ページ以降に、これまでの審議会の経過及び名簿を記載しております。答申（案）の説明については以上でございます。

会 長 ありがとうございます。「3. おわりに」の内容について審議したいと思います。内容についてご意見等ございますか。

— 委員一同意見等無し —

会 長 無いようですので、「3. おわりに」については本案のとおりとします。
これで答申（案）の全ての事項について審議が終了しました。最後に改めて確認ですが、全体を通して再度ご意見等ございますでしょうか。

— 委員一同意見等無し —

会 長 無いようですので、答申（案）についての審議は以上といたします。
この後の答申の作成にあたりましては私にご一任いただきたいと思います。修正が完了いたしましたら、それを答申書の成案といたしまして、後日、私と事務局とで市長に答申書を提出させていただきたいと思いますが、皆様よろしいでしょうか。

— 委員一同意見等無し —

会 長 それではその様にさせていただきます。

第4 諸報告・第5 閉会

会 長 次に次第の4、諸報告についてでございます。事務局より報告事項があるとのことでございますので、事務局より報告をお願いします。

事 務 局 それでは、諸報告をさせていただきます。委員の皆様におかれましては、お忙しい中、当審議会においてご審議いただき誠にありがとうございました。先ほど会長からもご説明がありましたが、ご指摘いただきました事項を踏まえて修正を行い、会長に再度ご確認いただいた後に会長とともに市長へ答申をさせていただき、その後、皆様に答申書を郵送させていただきます。今後は、現在進めております都市計画自転車駐車場整備事業のスケジュールを見ながら、このたびの答申の内容を十分に尊重した上で、令和3年度中に条例改正等の手続きを進めてまいります。

また、委員の皆様におかれましては、令和4年6月22日までが任期となつてござ

いますが、現段階におきましては来年度審議会を開催する予定はございません。しかしながら当該自転車駐車対策事業の進めていくにあたり、必要に応じて、審議会を開催させていただく場合もございますので、その際には宜しくお願いいたします。

最後となりますが、今般、委員を務めていただいたことに厚く感謝申し上げますとともに、今後とも自転車行政を含め、市の事業にご協力をお願い申し上げます。以上となります。

会 長 ありがとうございます。それでは、以上をもちまして、令和2年度第4回東久留米市自転車等放置防止対策審議会を閉会といたします。今回、委員の皆様のご協力をもちまして市長からの諮問事項であります「施設特性等を考慮した市営自転車等駐車場の料金体系等」について答申をまとめることが出来ました。これも偏に委員の皆様のご協力の賜物と深く感謝しております。第1回から本日の第4回まで短い期間の中で、ご審議いただき誠にありがとうございます。